

# 健保組合からのお知らせ

令和3年春号

## Contents

### 令和3年度 事業計画と予算が承認されました……2

オンライン資格確認がスタートし、  
マイナンバーカードが  
保険証として利用できるようになります……4

被扶養者の削除もれにご注意を……5

### 令和3年度組合健診のご案内……6

インタビュー 精神科医・名越先生に聞きました……7  
「ウイズコロナ」とは、  
解決していくこと、前向きに生きていくこと。

保険給付一覧……8

もっとジェネリック医薬品を利用しましょう/  
令和3年度 当組合の年間行事スケジュール……10

当組合の個人情報保護の取り扱いについて……11

救急薬品割引/クイズ/事業概況……12

本誌をご家庭にお持ち帰りになり皆さままでご覧ください。

# 令和3年度 事業計画と予算が承認されました

## 事業計画

新型コロナウイルス感染症の拡大は国民生活や経済活動に甚大な影響を及ぼし、健保組合の財政にも深刻な打撃を与えています。さらに、団塊の世代が後期高齢者に入り始める2022年から医療費が急増するものと見込まれ、医療保険制度全体の基盤強化が喫緊の課題となっています。

こうした厳しい状況の中、当組合はきめ細かい保健事業を展開し、疾病予防・健康づくりを通じた「健康寿命の延伸」を実現するため、各事業所との連携・協力のもとコラボヘルスをベースとして第2期データヘルス計画を強化推進し、加入者の健康増進とともに高齢者となっても健康でいられる環境づくりに取り組んでまいります。また、昨年度は「オンライン資格確認」の導入に伴う被保険者証の更新を兼ねて、全加入者へのジェネリック医薬品希望表記にかかる同意調査（93%）を踏まえた被保険者証の切り替えを実施させていただきました。

令和3年度の事業運営にあたっては下記の重点事業を目標とし、コスト意識をもって各事業の効果的運営に努め、標準報酬の適正化はもとより厳正な被扶養者認定による扶養率の適正化や保険給付費の抑制対策など事業運営基準を遵守し、加入者の皆さまのご要望にお応えできるよう事務事業に取り組むこととしております。

### 重点事業

- |                               |                       |
|-------------------------------|-----------------------|
| 1 制度・法律改正及び組合情報等の効果的な周知広報     | 6 扶養率を意識した扶養者の再認定     |
| 2 組合ホームページや機関誌の有効活用           | 7 優良事業所の編入促進          |
| 3 オンライン資格確認導入に伴う円滑な事務処理       | 8 ジェネリック医薬品の使用促進      |
| 4 データヘルス事業の充実と健康スコアリングレポートの活用 | 9 電子申請環境の構築と個人情報保護の徹底 |
| 5 医療費の節減と保険給付費の適正化            | 10 健康企業宣言とコラボヘルス事業推進  |

## 一般勘定

### 収入

令和3年度予算における報酬等の設定は、コロナ禍での不透明な経済状況等を鑑み標準報酬で39万5千円（前年比△1万2千円）、賞与は103万円（前年比△19万5千円）と手堅く見込んだことにより、保険料収入に対し経常収支差が△10億7千万円となる。したがって、前年度繰越金や別途積立金繰入によって収入不足を補い現行の料率千分の94に据え置いた編成となりました。

### 支出

高齢者納付金等は、総報酬額の減少や過年度分の精算の結果、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金が対予算比7億3,500万円の減少となり、また、保険給付費は、コロナ禍の受診控えの反動も考慮しつつ、最近の医療費の高額化を踏まえ前年度とほぼ同額予算を見込みました。納付金と保険給付費の合計で保険料収入を超える予算となっております。

### 経常収支

経常収入138億3千万円に対し、経常支出は149億円となり、経常収支差は△10億7千万円の赤字予算での編成となりました。

## 介護勘定

介護納付金は2年前の精算金（1億5,800万円）により、対前年度比1億1千万円減の18億5千万円となりました。また収入においては一般勘定と同様に基礎数値を手堅く見込みその収入不足を準備金繰入によって現行の料率千分の18に据え置いた編成となりました。

## 一般勘定

### 予算の規模

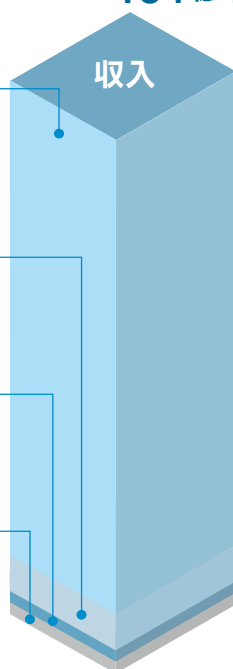
154億4,805万千円

保険料収入（調整保険料収入を除く）  
138億103万円  
被保険者1人当たり53万2,858円

繰越金  
9億9,290万円  
前年度からの繰越

別途積立金等繰入  
3億円  
別途積立金を取り崩し繰入

その他  
3億5,412万円  
国庫負担金収入、財政調整事業交付金、  
その他です

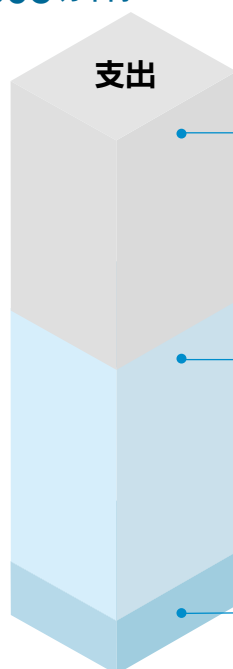


### 支出

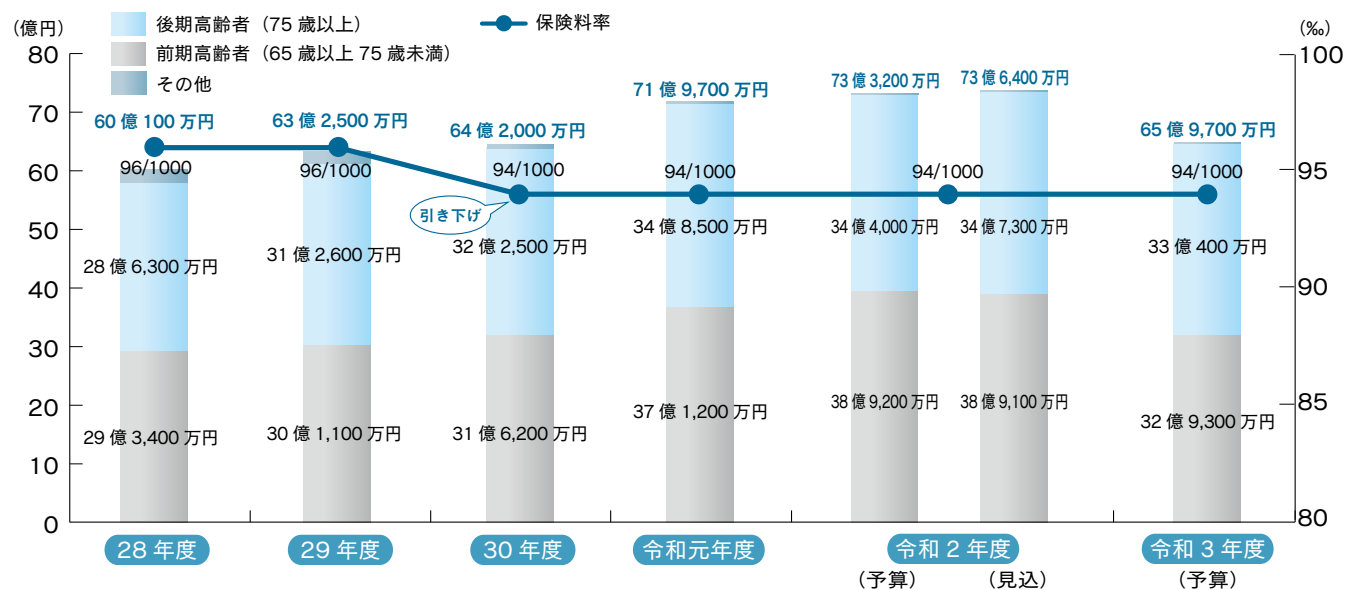
納付金  
65億9,657万円  
〔保険料収入の47.8%〕  
前期高齢者納付金・32億9,270万円  
後期高齢者支援金・33億373万円  
被保険者1人当たり25万4,693円

保険給付費  
72億9,501万円  
〔保険料収入の52.9%〕  
法定給付費・71億6,422万円  
付加給付費・1億3,079万円  
被保険者1人当たり28万1,660円

その他  
15億5,647万円  
保健事業費、事務所費等です



### 納付金と保険料率の推移



### 健康保険の保険料率

|              | 事業主        | 被保険者       | 合計         |
|--------------|------------|------------|------------|
| (一般+調整) 保険料率 | 49.50/1000 | 44.50/1000 | 94.00/1000 |

## 介護勘定

### 収入

|        |            |
|--------|------------|
| 介護保険収入 | 18億6,566万円 |
| 繰越金    | 174万円      |
| 繰入金    | 5,000万円    |
| 合計     | 19億1,740万円 |

### 支出

|          |            |
|----------|------------|
| 介護納付金    | 18億5,000万円 |
| 介護保険料還付金 | 50万円       |
| 予備費      | 6,690万円    |
| 合計       | 19億1,740万円 |

### 介護保険の保険料率

|        | 事業主      | 被保険者     | 合計        |
|--------|----------|----------|-----------|
| 介護保険料率 | 9.0/1000 | 9.0/1000 | 18.0/1000 |

令和3年3月から

オンライン資格確認がスタートし、

**マイナンバーカード**が

**保険証**として利用できるようになります

マイナンバーカードを取得してマイナポータルの利用登録をしましょう！

マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナポータルで事前に登録することが必要です。また、マイナポータルで特定健診情報は2021年3月、薬剤情報は2021年10月から確認できるようになる予定です。

マイナンバーカードを取得したら、まずはマイナポータルの利用登録をしましょう。健康保険証利用の申込と同時に、マイナポータルの利用者登録ができます。

マイナンバー対応のスマートフォン  
(またはパソコン+ICカードリーダー)で行えます

マイナポータルAP(アプリ)のインストールが必要です。



step1 マイナポータルAP(アプリ)「健康保険証利用申込」、またはブラウザでマイナポータルと検索し、マイナポータルへアクセス

step2 「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリック

step3 利用規約等を確認して、同意する

step4 パスワード入力、マイナンバーカードを読み取る

申込完了

特定健診情報、薬剤情報など **自己情報表示(あなたの情報)**

行政機関等が保有するあなたの個人情報  
を検索して確認することができます。



■ 転職等で別の保険になり、保険証が手元になくてもマイナンバーカードで受診できます！

■ 限度額適用認定証がなくても、自己負担額は限度額までになります！

■ 自分の健康情報を、医師に正確に伝えられます！

■ お薬手帳がなくても、薬剤情報がわかります！

■ 健診履歴が確認できます！

■ 確定申告の医療費控除の手続きが、簡単になります！

※事業主から資格取得届の提出がなければ利用できません。また、医療機関によって対応ができない場合があります。

マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル  
マイナンバー  
**0120-95-0178**

受付時間(年末年始を除く)  
平日 9:30~20:00  
土日祝 9:30~17:30

紛失・盗難による  
マイナンバーカードの  
利用停止は  
**24時間365日  
受付!**

マイナンバー  
総合サイト



## オンライン資格確認が正しく運用されるためのお願い

オンライン資格確認が適切に運用されるためには、全医療保険者において加入者の資格情報・所得区分情報を正しくかつ速やかにオンライン資格確認等システムに反映することが重要となります。

つきましては、資格取得届、資格喪失届、月額変更届、被扶養者異動届等、資格や所得区分に関わる届出は、これまで以上に速やかに届出くださいますようお願いいたします。

例えば、資格喪失届や被扶養者異動届（減）の届出において、被保険者から保険証の返却が遅れていること等を理由に保留することのないようお願いいたします（保険証は後日必ず返却してください）。

オンライン資格確認等システムは、加入者のマイナンバーが正しく登録されていない場合、利用不可能となりますので、引き続きマイナンバーの正確かつ速やかな届出にご協力をお願いいたします。

なお、マイナンバーカードの紛失等によりマイナンバーを変更した場合も、速やかに届出くださいますようお願いいたします。

## 保険証の一斉更新を行いました

当組合では、オンライン資格確認に対応するため、令和3年3月1日付で枝番（個人を識別する2桁の番号）を記載した新しい保険証への一斉更新を行いました。

今後は新しい保険証をご使用いただき、旧保険証（黄色）につきましては、速やかに事業主様へ（任意継続被保険者の方は、直接組合まで）ご返却くださいますようお願いいたします。

※ 今回、保険証の一斉更新をしましたが、高齢受給者証及び限度額適用認定証等はすでにお持ちのものを引き続きご使用ください。なお、令和3年1月7日以降に交付した高齢受給者証等には枝番が記載されますが、この枝番は制度上該当者ではなく被保険者の枝番が記載されていることを申し添えます。

## 被扶養者の削除もれにご注意を!!

被扶養者が就職や収入超過した場合は、削除届をご提出ください

当組合では、国からの通知に基づき毎年被扶養者の再認定を実施させていただいておりますが、例年、被扶養者再認定において収入超過による遡った資格削除が多く見受けられます。遡って被扶養者から削除されますと、医療費の返還等被保険者の皆さまの負担が増えてしまいますので、この機会に必ず被扶養者の方の令和2年中（1月～12月）の収入を確認いただき、収入超過している方について削除もれのないようご注意ください。

また、3月から4月にかけて就職等により被扶養者の異動（削除）が多い時期となります。こちらも例年届出もれが多く発生していますので、確認のうえ届出くださいますようお願い申し上げます。

なお、令和2年度の被扶養者再認定におきましても、事業主及び事務担当者並びに加入者の皆さまにご協力いただき完了いたしました。誠にありがとうございました。今後も適切な被扶養者認定により、保険給付及び納付金の適正化に努めてまいります。



令和3年度

# 組合健診のご案内

～健診で毎年の健康記録再確認～

受診期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日 受診回数 年度内1回に限り受診できます  
(年齢は、今年度中に到達する年齢)

|             | 種別                  | 対象年齢   | 実施機関  | 補助金額             |
|-------------|---------------------|--|---|------------------|
| 被保険者        | 組合健診                | 生活習慣病健診  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●直接契約医療機関(3医療機関)<br/>鷺谷健診センター/フィオーレ健診クリニック/京都工場保健会</li> <li>●東振協契約医療機関(約300医療機関)</li> <li>●任意の医療機関(補助金)</li> </ul> | 全額組合負担<br>(組合規程) |
|             |                     | 人間ドック  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●直接契約医療機関(3医療機関)</li> <li>●東振協契約医療機関(約530医療機関)</li> <li>●任意の医療機関(補助金)</li> </ul>                                   | 20,000円<br>(上限)  |
|             |                     | 脳検査  | 40歳<br>45歳以上<br>●検査項目 頭部MRA・MRI<br>●任意の医療機関(補助金)  | 15,000円<br>(上限)  |
|             |                     | 胸部CT検査   | 40歳以上<br>●検査項目 肺CT<br>●直接契約医療機関(3医療機関)<br>●任意の医療機関(補助金)   | 5,000円<br>(上限)   |
|             | 特定保健指導              | 生活習慣の改善が必要<br>40歳以上  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●直接契約医療機関(2医療機関)<br/>鷺谷健診センター/京都工場保健会</li> <li>●健保連集合契約医療機関(約8,500医療機関)</li> <li>●保健支援センター</li> </ul>              | 全額組合負担           |
| 被扶養配偶者      | 組合健診                | 生活習慣病健診  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●直接契約医療機関(3医療機関)</li> <li>●東振協契約医療機関(約300医療機関)</li> <li>●任意の医療機関(補助金)</li> </ul>                                   | 全額組合負担<br>(組合規程) |
|             |                     |  | 全年齢(妻)<br>●東振協巡回健診会場(約730会場)<br>(実施期間:10月1日～翌年1月31日)  | 全額組合負担           |
|             | 組合健診                | 人間ドック  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●直接契約医療機関(3医療機関)</li> <li>●東振協契約医療機関(約530医療機関)</li> <li>●任意の医療機関(補助金)</li> </ul>                                   | 20,000円<br>(上限)  |
|             |                     | 脳検査  | 40歳<br>45歳以上<br>●検査項目 頭部MRA・MRI<br>●任意の医療機関   | 15,000円<br>(上限)  |
|             |                     | 胸部CT検査   | 40歳以上<br>●検査項目 肺CT<br>●直接契約医療機関(3医療機関)<br>●任意の医療機関(補助金)   | 5,000円<br>(上限)   |
| 特定保健指導      | 生活習慣の改善が必要<br>40歳以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●直接契約医療機関(2医療機関)</li> <li>●健保連集合契約医療機関(約8,500医療機関)</li> </ul> | 全額組合負担  |                  |
| 被扶養者(配偶者除く) | 特定健診                | 40歳以上  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●健保連集合契約医療機関(約46,100医療機関)</li> <li>●任意の医療機関(補助金)</li> </ul>  | 全額組合負担<br>(組合規程) |
|             | 特定保健指導              | 生活習慣の改善が必要<br>40歳以上  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●直接契約医療機関(2医療機関)</li> <li>●健保連集合契約医療機関(約8,500医療機関)</li> </ul>  | 全額組合負担           |
| 加入者         | インフルエンザ<br>予防接種補助   | 全年齢  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●東振協契約医療機関(約3,100医療機関)</li> <li>●任意の医療機関(補助金)</li> </ul> (接種期間:10月1日～翌年1月31日)                                      | 3,000円<br>(上限)   |

詳しくはホームページをご参照ください。

新着情報

→ 令和3年度組合健診等の実施について



相愛大学、高野山大学客員教授  
精神科医 名越 康文

# 「ウィズコロナ」とは、 解決していくこと、 前向きに生きていくこと。

## 自分で壁を破れるか？

—新型コロナウイルス感染症に対し、私たちは3密を避ける、手洗いをする、マスクをする、などを基本とした「新しい生活様式」を実践してきました。そうしたなか、日々伝えられる感染者数や報道の内容が気になってしまう人もいます。

**名越** 重要なのは、感染者数よりも重症者数です。テレビやインターネットの報道が気になるなら、例えば「この人は信頼できる」と思う学者や専門家などの発信する情報をピックアップし、継続してその方々の記事を読むことです。過剰な情報に感情を振り回されるのではなく、自分で考えるための基準を定めればよいのです。

—「新しい生活様式」を実践するなか、「マスクをしていない人を見るとイライラする」「感染者の多いエリアからの帰省を控えるよう親族に言われて寂しい」「会議や会食など公私ともにオンラインでのコミュニケーションが増えたが、やはり実際に人と会わないと、物足りなく鬱々とした気分になってきた」という声も聞きます。

**名越** マスクをしていない人がいても、屋外などで人が少なく風通しがよい場所ならば、心配はいらないはずなのです。

帰省を控えるように親族に止められたら、相手の立場も考えて延期でもよいのではと思います。

オンライン会食で物足りないなら、実際に会食すればよいのです。もちろん大人数の宴会は避けるべきだと思います。その際、飲食店は国や自治体の基準を満たした感染予防対策をしている店を選び、対策の内容を参加者全員で共有しておくこと。参加者は少数にして、手洗いや時間を限定して飛沫を避けるなどを忘れないようにすればどうでしょうか。

## 自然抵抗力を高める

—先生の考える「ウィズコロナ」とは、どういうことでしょうか。

**名越** この感染症の重症化を防ぐ治療法や薬が開発され、ある程度安心して暮らせるようになるまで、少しずつでも元の生活に回帰しようとする、その道のりこそが「ウィズコロナ」だと考えています。

—その間に大切なことは？

**名越** まずは自分の生活を整えることが大切です。一番重要なのは、元々人間が持っている、病気への抵抗力を維持しておくということ。国民的課題ともいえます。次の内容をぜひ実践してください。

### 「ウィズコロナ」の過ごし方

～病気への自然抵抗力を高めよう～

- バランスのとれた食事をしよう。新鮮な野菜でしっかりとビタミンを、肉や魚で適切な量のたんぱく質を摂る。
  - 体を温めよう。冬場は半身浴も有効。
  - 毎日運動しよう。自分に合ったストレッチ、ウォーキング、筋トレを。
  - しっかり睡眠をとろう。(最低7時間)
  - 太りすぎの人は、可能な範囲で減量しよう。
- ※高齢者や基礎疾患のある方は、特別な注意が必要です。

日本人は自粛期間を経て、「新しい生活様式」を実践してきました。そこにはある程度の行動の制限があり、経済活動は一時的に低迷、仕事を失った人もいます。だから私たちはこの生活に慣れすぎてしまっただけではありません。積極的にコロナに対する新しい知見を取り入れてウイルスを手懐け、行動や自由の制限を科学ののりによって緩和させていかなければならないのです。

「ウィズコロナ」とは、一人ひとりが自ら考えて行動し、問題を解決し、前向きに生きていくきっかけだと思っています。その先でこれまで以上に主体的に人生を生きるようになった新しいあなたを、ぜひ見つけてください。

お気軽にご活用ください

## こころの健康を応援する情報サイト

メンタルヘルス対策として、こころの健康を応援するさまざまな情報サイトを組合ホームページで紹介しています。

- **働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」**
  - ・「セルフストレスチェック」でこころの疲れをチェック
  - ・フリーダイヤルの電話相談・メール相談などの相談窓口
- **健康相談（健康保険組合連合会 東京連合会）**
  - ・毎週水曜日、電話による健康相談や面談による相談を無料で実施



印刷製本包装機械健康保険組合

検索

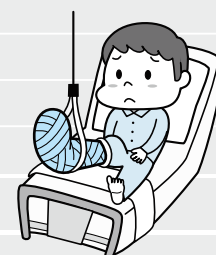
メンタルヘルス  
対策・健康相談

をクリック

# 保険給付一覧

令和3年4月1日現在

|          |            | 法定給付（健康保険法で定められた給付）   |  |            |
|----------|------------|---|--|------------|
| 本人（被保険者） | 病气やけがをしたとき | 療養の給付   | 医療費の7割（70歳未満）<br>医療費の8割（70歳以上）<br>医療費の7割（70歳以上の現役並み所得者）  | 現物給付       |
|          |            | 訪問看護療養費   | 定められた全費用の7割または8割を給付  |            |
|          |            | 入院時食事療養費  | 1食につき460円（食事療養標準負担額）を超えた額を給付<br>65歳以上の入院時居住費負担額は370円   |            |
|          | 病气やけがをしたとき | 療養費   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●やむを得ない事情により、医療費を自費（10割）で負担したとき、保険診療分の7割または8割を支給。</li> <li>●治療用装具の費用</li> <li>●施術料（柔道整復（接骨院等）・はり・灸・あんま・マッサージ）</li> </ul>  | 現金給付（申請払い） |
|          |            | 高額療養費   | レセプト（診療報酬明細書）1件の自己負担金が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給<br>●自己負担限度額（70歳未満の場合） * 70歳以上の26万円以下、低所得者の方は算定基準が異なります。詳しくはホームページをご覧ください。<br><標準報酬月額83万円以上><br>252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% [多数該当140,100円]<br><標準報酬月額53万~79万円><br>167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% [多数該当93,000円]<br><標準報酬月額28万~50万円><br>80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% [多数該当44,400円]<br><標準報酬月額26万円以下><br>57,600円 [多数該当44,400円]<br><低所得者（被保険者が市町村民税非課税者）><br>35,400円 [多数該当24,600円] |            |
|          |            | 合算高額療養費   | 同一月に、同じ世帯（被保険者・被扶養者）で、レセプト1件につき21,000円以上の自己負担金が複数ある場合、それらを合算して自己負担限度額を超えたときは、その超えた額を支給。  |            |
|          |            | 移送費   | 病气・けがにより移動が困難な患者が、医師の指示により一時的・緊急的な必要性があつて移送された場合、最も経済的な通常の経路及び方法による費用の全額を支給  |            |
|          |            | 働けないとき  | 傷病手当金  |            |
|          | 出産したとき     | 出産手当金   | 休業1日につき出産日以前42日（多児98日。予定日より遅れた期間も支給）、出産日の翌日から56日支給（支給額の計算は傷病手当金と同じ）  | 現金給付（申請払い） |
|          |            | 出産育児一時金   | 1児につき、420,000円を支給<br>（ただし、産科医療補償制度に加入していない分娩機関等で出産した場合404,000円）  |            |
| 死亡したとき   | 埋葬料        | 50,000円を支給<br>*ただし埋葬料を受ける方がいない場合、実際に埋葬を行った方に対し、埋葬に要した費用を支給（上限50,000円） |  |            |
| 家族（被扶養者） | 病气やけがをしたとき | 家族療養費   | 医療費の7割（70歳未満）<br>医療費の8割（小学校入学前の未就学児）<br>医療費の8割（70歳以上）<br>医療費の7割（70歳以上で、被保険者が70歳以上の現役並み所得者）   | 現物給付       |
|          |            | 家族訪問看護療養費   | 本人（被保険者）と同じ 未就学児は8割  |            |
|          |            | 入院時食事療養費  | 本人（被保険者）と同じ  |            |
|          | 病气やけがをしたとき | 療養費   | 本人（被保険者）と同じ 未就学児は8割  | 現金給付（申請払い） |
|          |            | 家族高額療養費   | 本人（被保険者）と同じ  |            |
|          |            | 合算高額療養費   | 本人（被保険者）と同じ  |            |
|          |            | 家族移送費   | 本人（被保険者）と同じ  |            |
| 出産したとき   | 家族出産育児一時金  | 本人（被保険者）と同じ   |  |            |
| 死亡したとき   | 家族埋葬料      | 本人（被保険者）と同じ   |  |            |





| 付加給付（法定給付にプラスして支給する組合独自の給付） |            |   |
|-----------------------------|------------|---|
| 本人（被保険者）                    | 病気やけがをしたとき | 一部負担還元金<br>レセプト1件ごとの自己負担分（高額療養費が支給されるときはその額を除く）から、25,000円を控除して得た額の9割を支給（1,000円未満不支給、100円未満切り捨て）                   |
|                             |            | 合算高額療養費付加金<br>合算高額療養費に該当したとき、自己負担限度額（合算高額療養費を除いた額）から、合算対象となった人、1人につき25,000円を控除して得た額の9割を支給（1,000円未満不支給、100円未満切り捨て） |
|                             |            | 訪問看護療養費付加金<br>レセプト1件ごとの自己負担分（高額療養費が支給されるときはその額を除く）から、25,000円を控除して得た額の9割を支給（1,000円未満不支給、100円未満切り捨て）                |
|                             | 死亡したとき     | 埋葬料付加金<br>50,000円を支給（喪失後の支給なし）<br>*ただし埋葬料を受ける方がいない場合、実際に埋葬を行った方に対し、埋葬に要した費用を支給（上限50,000円）                         |
|                             | 出生したとき     | 出産育児一時金付加金<br>50,000円を支給（喪失後の支給なし）  |
| 家族（被扶養者）                    | 病気やけがをしたとき | 家族療養費付加金<br>本人（被保険者）と同じ   |
|                             |            | 家族訪問看護療養費付加金<br>本人（被保険者）と同じ   |
|                             | 死亡したとき     | 家族埋葬料付加金<br>30,000円を支給  |
|                             | 出生したとき     | 家族出産育児一時金付加金<br>50,000円を支給  |

現金給付（申請払い）

現物給付…被保険者証を保険医療機関等に提示して受ける給付（70歳以上の方は高齢受給者証を併せて提示）

現金給付…組合へ申請をして受ける給付

保険医療機関が個人別、入院・外来・歯科別に1カ月ごとに作成し、組合に請求する診療報酬明細書のことをレセプトといいます。調剤薬局でも個人別、医療機関ごとに作成し、月ごとに調剤報酬明細書として組合へ請求します。一部負担還元金・家族療養費付加金については、1カ月に1医療機関（入院と外来、歯科はそれぞれ別・外来にかかる調剤は医療機関ごとに合算）で26,120円以上支払ったときに該当します。

**【計算式】** レセプト1件（院外処方の場合は調剤レセと合算）ごと  
 $(\text{自己負担額} - 25,000 \text{円}) \times 0.9$   
 1,000円未満不支給・100円未満切り捨て

## 保険給付を請求する権利は、時効の起算日から2年を経過すると消滅します

保険給付の種類により、時効の起算日は、それぞれ次のとおり定められています。

| 保険給付の種類       | 消滅時効の起算日  |
|---------------|---|
| 療 養 費         | 療養に要した費用を支払った日の翌日                                   |
| 移 送 費         | 移送に要した費用を支払った日の翌日                                   |
| 高 額 療 養 費     | 診療月の翌月の1日<br>(自己負担分を診療月の翌月以後に支払ったときは支払った日の翌日)       |
| 傷 病 手 当 金     | 労務不能であった日ごとにその翌日                                    |
| 出 産 手 当 金     | 出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日                              |
| 出 産 育 児 一 時 金 | 出産日の翌日  |
| 埋 葬 料         | 死亡した日の翌日<br>(ただし、埋葬料を受ける方がいない場合の埋葬費については埋葬を行った日の翌日) |



\*付加金はすべて法定給付の起算日に準じます。



# ジェネリック医薬品を 利用しましょう



当組合では、高額薬剤承認等により薬剤費の急増を抑える対策が大きな課題となっており、ジェネリック医薬品への切り替えを推進しております。

このたび保険証の一斉更新に伴い、個別同意いただいた方の保険証は「ジェネリック医薬品希望」と表記させていただきました。ご協力いただき誠にありがとうございました。

## 新しい保険証のイメージ

当組合は、原則として「ジェネリック医薬品希望」と表記



2ケタの枝番を記載

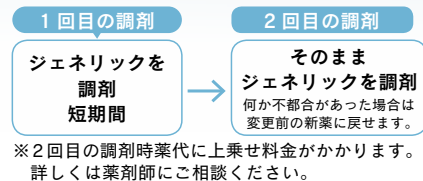
ジェネリック医薬品は皆さまの窓口での自己負担軽減や、限りある保険料財源を有効活用するため、積極的なジェネリック医薬品への切替え（目標 85%）を進めておりますのでご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

## ▶ オールサイズドジェネリックなら先発品とまったく同じ

オールサイズドジェネリック(AG)とは先発医薬品とまったく同じ成分(原薬の有効成分や添加物、製造方法まですべて同一)のジェネリック医薬品です。先発医薬品メーカーが関連会社などに特許権を許諾し、同一品質のジェネリック医薬品として販売されるのが一般的です。ジェネリックが不安という方は飲んでいる薬にAGがあるか薬剤師に聞いてみるとよいでしょう。

## ▶ いきなりジェネリックに切り替えるのが不安なときは

ジェネリック医薬品に切り替えたいときは医師や薬剤師に相談してください。自分に合う心配なら、短期間だけの「お試し調剤」がおすすめです。お試し調剤は先発医薬品（新薬）を初めてジェネリック医薬品に変更して調剤する場合に利用できます。



服用中の薬をジェネリックに切り替えたいときや切り替えたときにくらおトクになるか知りたいときは？

- ①薬剤師に相談する 処方せんを薬剤師へ渡すときに相談すれば、薬剤師が調べてくれます。
  - ②インターネットで検索する 下記のホームページで薬の名前を検索すれば、切り替え可能なジェネリック医薬品の名称や価格が調べられます。
- ◆かんじゃさんの薬箱 (日本ジェネリック医薬品・バイオンミラー学会) <http://www.generic.gr.jp/>
- ◆かんたん差額計算 (日本ジェネリック製薬協会) <https://system.jga.gr.jp/easycalc/>

組合のホームページでも紹介しています。印刷製本包装機械健康保険組合  ジェネリック医薬品活用術

## ●令和3年度 当組合の年間事業スケジュール

|                            | 令和3年 |    |    |    |    |    |     |     |     |    | 令和4年 |    |  |
|----------------------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|------|----|--|
|                            | 4月   | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月   | 3月 |  |
| 生活習慣病健診・特定保健指導             | ●    | ●  | ●  | ●  | ●  | ●  | ●   | ●   | ●   | ●  | ●    | ●  |  |
| 巡回婦人健診申込受付・締切              |      |    |    | ●  |    |    |     |     |     |    |      |    |  |
| 巡回婦人健診                     |      |    |    |    |    |    | ●   | ●   | ●   | ●  |      |    |  |
| 被扶養者再確認及び再認定               |      | ●  |    |    | ●  | ●  |     |     |     |    |      |    |  |
| 医療費通知(前年11月分～10月分)送付       |      |    |    |    |    |    |     |     |     |    | ●    |    |  |
| ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減額のお知らせ |      |    | ●  |    |    |    |     |     |     |    |      |    |  |
| 「健保組合からのお知らせ」配布            |      |    |    | ●  |    |    |     | ●   |     |    |      | ●  |  |
| インフルエンザ予防接種補助(請求は2月まで)     |      |    |    |    |    |    | ●   | ●   | ●   | ●  |      |    |  |
| 救急薬品割引販売斡旋(セルフメディケーション補助)  |      | ●  |    |    |    |    | ●   |     |     |    |      |    |  |

※ 各事業については、あらかじめ事業所へ通知し、またホームページにも掲載いたします。

# 当組合の個人情報保護の 取り扱いについて

## プライバシーポリシー

印刷製本包装機械健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に保護する観点から、以下の取り組みを推進します。

- 1 当健康保険組合は、取得した加入者の個人情報について、適切な安全措置を講じることにより、加入者の個人情報の漏えい、紛失、き損又は加入者の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
- 2 当健康保険組合は、加入者からご提供いただいた個人情報を、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためのみに使用いたします。また、個人番号については、番号法で定められた利用範囲でのみ利用いたします。
- 3 当健康保険組合は、あらかじめ加入者の事前の同意を得た場合を除き、加入者の個人情報を第三者に提供いたしません。また、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供いたしません。ただし特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
  - ①法令の定めに基づく場合
  - ②人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
  - ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
  - ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- 4 当健康保険組合は、役職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施するほか、個人情報を取り扱う部門ごとに管理責任者を置き、個人情報の適切な管理に努めます。
- 5 当健康保険組合の業務委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものに見直し・改善を図ります。業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、契約書の内容についてもより個人情報の保護に配慮したものとします。
- 6 加入者が、加入者の個人情報の照会、修正等を希望される場合、当健康保険組合担当窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲ですみやかに対応させていただきます。
- 7 当健康保険組合は、加入者の個人情報の取扱いに係る法令その他の規範を遵守するとともに、本個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直し、改善に努めます。

個人情報の利用目的等、詳細につきましてはホームページをご覧ください。

**救急薬品の  
割引あっせん  
について**



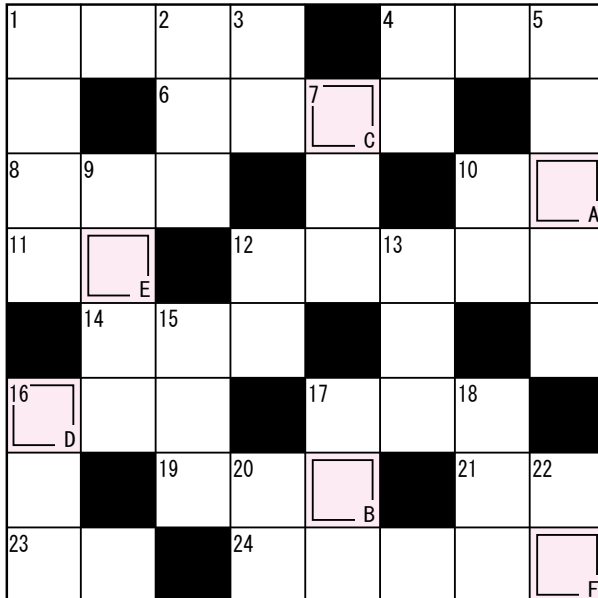
皆さまの疾病予防、健康保持、応急手当などにお役立ていただくため救急薬品の割引あっせんのご案内を5月に予定しております。

当組合では、普段から皆さまご自身の健康について意識していただき、軽度な身体の不調は自分で手当てるセルフメディケーションを推進し、常備薬を整備していただくことで、医療費節減や医療機関への受診抑制に効果があると考えております。

今回も購入助成がありますので、この機会にぜひご利用ください。

**クロスワード**

クイズに答えて本を読もう!



©スカイネットコーポレーション

|   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|
| A | B | C | D | E | F |
|   |   |   |   |   |   |

◆タテのカギ

- ① クーラー、ジューク、ブラック
- ② 僧が修行で達したい境地
- ③ 「陽」と相対する言葉
- ④ 一六銀行は\_\_\_屋さんの俗称
- ⑤ 今風に言うとフリーマーケット
- ⑦ 童謡『七つの子』に歌われる鳥
- ⑨ 商品が完売し、なくなること
- ⑩ \_\_\_の尾を踏む。非常に危険な行為のため
- ⑫ 縄文、吉野、秋田といえはこの木
- ⑬ 彫刻刀で制作する芸術作品
- ⑮ 幸運を呼ぶというクローバー
- ⑯ 山小屋風の簡易宿泊所
- ⑰ 「北上」の反対
- ⑱ 案内書。手引き。旅の\_\_\_
- ⑳ 北海道の摩周湖はこれで見名
- ㉒ エレベーターで地下を表す文字

◆ヨコのカギ

- ① 定番の木は松や梅
- ④ 現在の長野県にあたる旧国名
- ⑥ かなづちの俗語
- ⑧ \_\_\_空論。実際には役に立たない理論
- ⑩ 家臣が仕える城の主
- ⑪ 砂糖大さじ\_\_\_切り一杯
- ⑫ 神社仏閣の年末大掃除としておなじみ
- ⑭ 真実に見せかけた嘘偽り
- ⑯ お酒に酔うと回らなくなる人も
- ⑰ キッチンのシンク
- ⑲ 曲亭\_\_\_作『南総里見八犬伝』
- ㉑ 文庫結びはこの結び方の一つ
- ㉓ 「俺って天才!」と\_\_\_自賛
- ㉔ 取り戻すこと。回復すること

※ クイズの解答は、ホームページにて掲載いたします。

**◎ 応募のきまり ◎**

● 応募資格 当組合の被保険者及び被扶養者に限ります。

● 必要事項

- ①クイズの解答
- ②住所
- ③氏名
- ④事業所名
- ⑤保険証の記号・番号
- ⑥健保組合からのお知らせへのご意見・ご感想

ハガキに①～⑥を明記のうえ、下記健保クイズ係までお送りください。

● 送り先 〒135-8318 東京都江東区毛利 2-6-5  
印刷製本包装機械健康保険組合「健保クイズ係」

● 締切 令和3年4月23日(金) (当日消印有効)

● 賞品 正解者の中から抽選で図書カード千円分を進呈いたします。当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます。  
なお、今号より賞品の内容が変更となりました。

※応募は必ずハガキで1人1通までとします。2通以上応募された方はすべて無効となります。ご了承ください。

※応募により取得した個人情報はクイズの抽選・賞品の発送にのみ使用いたします。

※秋号のクイズには多数のご応募いただきありがとうございました。当選者の方々には賞品をお送りしました。

**組合事業概況 (令和3年2月末現在)**

|                  |                             |                              |                             |
|------------------|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| <b>事業所数</b> 229社 | <b>被保険者1人当たり被扶養者数</b> 0.93人 | <b>保険料調定額 (累計)</b>           | <b>保険給付費・納付金 (累計)</b>       |
| <b>被保険者数</b>     | <b>平均標準報酬月額</b>             | <b>健康保険料</b> 13,357,682,701円 | <b>法定給付費</b> 5,694,918,018円 |
| 男性 21,107人       | 男性 430,741円                 | <b>調整保険料</b> 187,324,023円    | <b>付加給付費</b> 93,961,500円    |
| 女性 4,788人        | 女性 273,131円                 | <b>合計</b> 13,545,006,724円    | <b>納付金</b> 6,750,384,003円   |
| 計 25,895人        | 平均 401,599円                 |                              | <b>合計</b> 12,539,263,521円   |